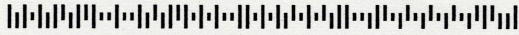


船曳 泰孝 様



* 7 6 Q 8 U 1 3 0 3 B 2 X *

533-8501
大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区保健福祉センター
保健福祉課 (地域福祉相談)

電話番号 06-4809-9929

FAX番号 06-6327-1970

住居確保給付金支給決定通知書

船曳 泰孝 様

大阪市長

令和06年08月15日付で申請された住居確保給付金について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 48,000円
- 2 支給開始時期 令和06年09月分から (支給期間 三月)
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

- 4 支給対象となる住宅 名称 プロスパー東淡路
所在地 〒533-0023
大阪市東淀川区東淡路5丁目9番2号
プロスパー東淡路 803号

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として (訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。